

上の橋工区の用地測量に関する説明会

開催結果概要

日 時： 1回目 令和7年9月26日（金） 19：00～19：30
2回目 令和7年9月28日（日） 10：00～10：40

場 所： 川口市元郷青少年センター（埼玉県川口市元郷2丁目－1－11）

参加人数： 1回目 8名
2回目 3名

主な質疑（○：質問、●：回答）

【スケジュールに関すること】

- 用地測量後の用地の交渉はいつ頃から始まる予定か。
- 今年度は用地測量を実施し、令和8年度から物件調査を開始する。物件の調査には1年程度かかる見込みのため、用地交渉は令和9年度頃から開始する予定。交渉の結果合意いただけた方から、用地補償契約を締結させていただく。
- 用地交渉には時間がかかるのか。
- 交渉に要する時間は各個別の状況によって異なる。
- 計画上、工事の完了はどれくらいの時期を予定しているのか。
- 仮に令和9年度から用地交渉を始め、1年で皆様の用地のご協力をいただけたとした場合、令和10年度から工事着手となる。この工事では、橋の架け換えも含むため、工事期間は約10年間となる見込みである。

【用地補償契約に関すること】

- 自宅の塀が道路敷地に入ってしまう塀を取り壊すことになった場合、県の方で原状回復してもらえるのか。
- 一般的な流れとしては、県の方で支障物の価値や移転に係る費用を算出したうえで、それに応じた額を金銭で補償する。支障物の移転や撤去については、各所有者に実施していただくことになる。
- 頑丈な塀でも、価値は補償してもらえるのか。
- 新品価格ではなく、減価償却した現在の価格を算出し補償する。そのため、建て直すものによっては、持ち出しになる可能性もある。
- 県からの価格提示後、どれくらいの期間で移転しなければならないのか。
- 県からの価格提示後に用地補償契約を締結していただき、一般的にはその後1年以内に移転をしていただくことになる。
- 引越しの費用は、県で負担してもらえるのか。

●引越し資金は補償内容に含まれる。家が移転対象の場合、現在の家の価値を算出し、同程度のものが建てられるよう補償させていただく。引越し資金以外にも、所定の手続きに係る申請手数料なども補償内容に含まれる。

○物件等の調査には、家の中にも立ち入るのか。

●家の中も調査させていただく。

○自宅の壁紙等が痛んでいるが、先に補修した方が査定額が良くなったりするのか。

●そういったことは無い。あくまで現在の家の価値を補償するもので、新品価格ではないということをご了解いただきたい。

【道路整備に関すること】

○最終的な道路の形はどうなるのか。

●説明資料 8 ページの赤色の線が、整備後の道路の位置になる。